

提案条例説明資料

令和3年3月

浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第5号
2	題名	浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	防災行政無線施設のうち、移動系無線施設を廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 移動系無線施設に係る規定の削除（第2条及び別表第2関係） 2 その他規定の整理
5	施行期日等	令和3年5月1日
6	備考	1 移動系無線施設とは、災害時等に職員が携帯して使用する無線をいいます。 2 移動系無線施設の代替として、IP無線機及び衛星携帯電話の配備を予定しています。

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第6号
2	題名	浜田市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	寄附者が指定する寄附金の使途について、その指定する事業区分を拡大・追加し、寄附者が選びやすくするとともに、寄附金の意義を明確にするため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 事業区分の変更（第2条関係）</p> <p>寄附金を財源として実施する事業を、5事業区分から次の6事業区分に変更し、寄附の目的を明確にする。</p> <p>(1) 石見神楽等の伝統芸能の継承に関する事業</p> <p>(2) 自然環境並びに歴史的及び文化的な資源の保全及び活用に関する事業</p> <p>(3) 高齢者福祉及び障がい者福祉並びに地域医療の充実に関する事業</p> <p>(4) 青少年の健全育成及び子どもを安心して産み育てる環境づくりに関する事業</p> <p>(5) 農林水産業等の地域産業の振興に関する事業</p> <p>(6) その他目的達成のために市長が必要と認める事業</p> <p>2 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和3年4月1日</p> <p>2 経過措置</p> <p>(1) 改正後の事業区分は、施行日以後に寄附の申出を受け付けた寄附金について適用し、施行日前に寄附の申出を受け付けた寄附金については、従前の例による。</p> <p>(2) 施行日前に改正前の事業区分に指定された寄附金は、施行日以後は、それぞれ改正後の該当する事業区分に指定された寄附金とみなす。</p>

提案条例説明資料

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	議案第7号
2	題名	浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	第2次浜田市地域公共交通再編計画に基づき、浜田市生活路線バスの運行路線、運行区間及び運行日の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 運行路線の見直し（別表第1関係） 金城路線において、雲城今福線を廃止する。</p> <p>2 運行区間の見直し（別表第1関係）</p> <p>(1) 旭路線</p> <p>ア 戸川線 （改正前）石見今市から中戸川を經由する泊里原までの間 （改正後）まんてん前から中戸川を經由する泊里原までの間</p> <p>イ 瑞穂線 （改正前）旭小学校から都川を經由する瑞穂インターまでの間 （改正後）まんてん前から都川を經由する瑞穂インターまでの間</p> <p>(2) 三隅路線</p> <p>ア 諸谷平原線 （改正前）みのり会館から諸谷を經由する三隅支所までの間 （改正後）みのり会館から諸谷及び三隅支所を經由する消防署までの間</p> <p>イ 白砂西河内線 （改正前）白砂公民館から三保三隅駅を經由する三隅支所までの間 （改正後）白砂公民館から三保三隅駅及び三隅支所</p>

		<p style="text-align: center;">を經由する消防署までの間</p> <p>ウ 井野室谷線 (改正前) 井野公民館から上室谷集会所を經由する 三隅支所までの間 (改正後) 井野公民館から上室谷集会所及び三隅支 所を經由する消防署までの間</p> <p>エ 平原森溝線 (改正前) 東平原から森溝を經由する三隅支所まで の間 (改正後) 東平原から森溝及び三隅支所を經由する 消防署までの間</p> <p>3 運行日の見直し (別表第 1 関係)</p> <p>(1) 金城路線</p> <p>ア 雲城久佐美又線 (改正前) 月曜日から土曜日まで (改正後) 火曜日、木曜日及び土曜日</p> <p>(2) 旭路線</p> <p>ア 木田線 (改正前) 月曜日から土曜日まで (改正後) 月曜日から金曜日まで</p> <p>イ 瑞穂線 (改正前) 月曜日から土曜日まで (改正後) 月曜日から金曜日まで</p>
5	施行期日等	令和 3 年 4 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第8号
2	題名	浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	新たに「浜田市看護学校等学生修学資金貸付制度」を創設するに当たり、一定の要件を満たす者については貸付金の返還を免除することとするため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 貸付金の名称 浜田市看護学校等学生修学資金</p> <p>2 債務の免除の要件及び範囲</p> <p>(1) 修学資金の貸付けを受けた者が、看護学校等を卒業後、直ちに市内の医療機関等に就業し、引き続いて貸与期間の2倍の期間以上、看護職に従事したとき。 ⇒ 債務の全部</p> <p>(2) 修学資金の貸付けを受けた者が、死亡したとき、又は心身に重度の障がいをもつこととなったことにより修学資金を返還することが著しく困難であると認められるとき。 ⇒ 債務の全部又は一部</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和3年4月1日</p> <p>2 経過措置</p> <p>施行日の前日までに貸し付けた「浜田准看護学校学生修学資金」(旧制度)のうち、その返還が完了していないもの又は免除されていないものについては、改正前の条例の規定は、なおその効力を有することとし、従前の取扱いとする。</p>
6	備考	<p>浜田市看護学校等学生修学資金貸付制度の概要</p> <p>1 対象者</p> <p>浜田医療センター附属看護学校又は浜田准看護学校の学生のうち、将来市内の医療機関等において看護職に従</p>

	<p>事しようとするもの</p> <p>2 貸与期間</p> <p>(1) 浜田医療センター附属看護学校の学生 最長 3 年間</p> <p>(2) 浜田准看護学校の学生 最長 2 年間</p> <p>3 貸与額</p> <p>(1) 浜田医療センター附属看護学校の学生</p> <p>ア 生計維持者と同居している者 月額 3 万円</p> <p>イ ア以外の者 月額 4 万円</p> <p>(2) 浜田准看護学校の学生 月額 2 万円</p> <p>4 利息 無利息</p>
--	---

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第9号
2	題名	浜田市手数料条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部が改正され、非住宅建築物における省エネ基準への適合義務となる規模が、床面積 2,000 m ² 以上から 300 m ² 以上に引き下げられたことにより、市においても建築物の省エネ適合性判定の審査及び完了検査を実施することとなることから、その手数料を定めるとともに、関連する低炭素建築物に係る手数料の額を改定するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 省エネ適合性判定に係る手数料の追加（第2条及び別表第11から別表第16まで関係）</p> <p>(1) 民間建築物の適合性判定手数料（変更を含む。）</p> <p>(2) 公共建築物の適合性判定手数料（変更を含む。）</p> <p>(3) 変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付手数料</p> <p>(4) 完了検査手数料</p> <p>2 省エネ性能の向上計画認定及び基準適合認定に係る手数料の改正（別表第17から別表第19まで関係）</p> <p>(1) 非住宅部分の床面積が 300 m²以上 500 m²以内における手数料の減額</p> <p>3 低炭素建築物の認定に係る手数料の改正（別表第9及び別表第10関係）</p> <p>(1) 手数料の一部減額</p> <p>(2) 対象となる床面積の変更</p> <p>4 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	令和3年4月1日
6	備考	手数料の額は、島根県と同額です。

提案条例説明資料

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	議案第10号
2	題名	浜田市高速情報通信基盤整備基金条例
3	目的・理由	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を基金として積み立て、市内のケーブルテレビ回線を光回線に改修する高速情報通信基盤整備事業を実施することを目的として、「浜田市高速情報通信基盤整備基金」を設置するため、地方自治法第241条第8項の規定に基づき、基金の管理及び処分に関し必要な事項を定めるものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 積立て（第2条） 予算に計上する額 2 管理（第3条） <ol style="list-style-type: none"> (1) 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管する。 (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 3 処分（第6条） 基金は、第1条に定める目的に充てる場合に限り、処分することができる。
5	施行期日等	<ol style="list-style-type: none"> 1 施行期日 公布の日 2 失効期日 令和5年3月31日

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第11号
2	題名	浜田市公共施設長寿命化等推進基金条例
3	目的・理由	公共施設の修繕、改修等による長寿命化及び除却に関する事業を推進することを目的として、「浜田市公共施設長寿命化等推進基金」を設置するため、地方自治法第241条第8項の規定に基づき、基金の管理及び処分に関し必要な事項を定めるものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 積立て（第2条） 予算に計上する額 2 管理（第3条） <ol style="list-style-type: none"> (1) 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管する。 (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 3 処分（第6条） 基金は、第1条に定める目的に充てる場合に限り、処分することができる。
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第12号
2	題名	浜田市農業振興基金条例を廃止する条例
3	目的・理由	この基金により実施していた農業振興基金事業について、まちづくり振興基金に新たに創設される中山間地域振興枠により実施するため、条例を廃止するものです。
4	概要	浜田市農業振興基金条例は、廃止する。
5	施行期日等	1 施行期日 令和3年4月1日 2 準備行為 条例廃止に当たり、施行日前に処分する（積み替える）ことができる。

提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第13号
2	題名	浜田市立図書館協議会条例等の一部を改正する条例
3	目的・理由	令和3年度の機構改革により、教育委員会の機構が変更となることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 浜田市立図書館協議会条例の一部改正（第1条） 協議会の庶務担当課の変更 生涯学習課 ⇒ 教育総務課</p> <p>2 浜田市スポーツ推進審議会条例の一部改正（第2条） 審議会の庶務担当課の変更 生涯学習課 ⇒ 文化スポーツ課</p> <p>3 浜田市資料館運営協議会条例の一部改正（第3条） 協議会の庶務担当課の変更 文化振興課 ⇒ 文化スポーツ課</p>
5	施行期日等	令和3年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第14号
2	題名	浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例を廃止する条例
3	目的・理由	若生まなびや館を用途廃止することに伴い、条例の廃止をするものです。
4	概要	浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例は、廃止する。 (施設の表示) (1) 名称 若生まなびや館 (2) 位置 浜田市金城町波佐イ 998 番地 5
5	施行期日等	令和3年4月1日
6	備考	用途廃止後は、地元町内会へ無償貸与する予定です。

提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第 15 号
2	題名	浜田市浜田城資料館条例
3	目的・理由	直営で運営している浜田市浜田城資料館について、指定管理者制度を導入することに伴い、条例の全部を改正するものです。
4	概要	<p>1 名称及び位置（第 1 条） ※現行と同じ。</p> <p>(1) 名称 浜田市浜田城資料館</p> <p>(2) 位置 浜田市殿町 83 番地 246</p> <p>2 管理（第 3 条） 指定管理者が管理する。</p> <p>3 指定管理者が行う業務（第 4 条）</p> <p>(1) 施設等の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 資料館の維持管理に関する業務</p> <p>(3) その他市長のみの権限に属する事務を除く業務</p> <p>4 開館時間（第 5 条） ※現行と同じ。 午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>5 休館日（第 6 条） ※現行と同じ。</p> <p>(1) 月曜日（休日に当たるときは、直後の日曜日、土曜日及び休日でない日）</p> <p>(2) 休日の翌日（日曜日、月曜日、土曜日又は休日に当たるときは、直後のこれらの日でない日）</p> <p>(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで</p> <p>6 学習室の利用許可（第 8 条） 学習室を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>7 学習室の利用料金（第 11 条、第 12 条及び別表）</p> <p>(1) 1 時間につき 200 円を上限として、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。</p> <p>※ 上限額は、現行の料金と同じ。</p>

		<p>※ 学習室以外の施設の入館は、無料。</p> <p>(2) 利用料金制（指定管理者の収入とする。）</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和4年4月1日</p> <p>2 準備行為 施行日前においても指定管理者の指定等の行為を行うことができる。</p> <p>3 経過措置 施行日の前日までに、改正前の条例の規定によりなされた手続等の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p>

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第16号										
2	題名	浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例										
3	目的・理由	放課後児童クラブの定員の変更及び開所時間を延長することに伴い、所要の改正を行うものです。										
4	概要	<p>1 山ばと学級放課後児童クラブの定員の変更（第2条関係） 30人 ⇒ 40人</p> <p>2 開所時間の延長（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平日</th> <th>土曜日等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>放課後時～午後6時</td> <td>午前8時～午後6時</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>放課後時～午後6時 ※午後6時30分まで延長利用可能</td> <td>午前7時30分～午後6時 ※午後6時30分まで延長利用可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 延長利用に伴う加算負担金（第8条関係） 延長利用1回につき300円を加算する（1,500円／月を上限とする。）。</p> <p>4 その他規定の整理</p>			平日	土曜日等	改正前	放課後時～午後6時	午前8時～午後6時	改正後	放課後時～午後6時 ※午後6時30分まで延長利用可能	午前7時30分～午後6時 ※午後6時30分まで延長利用可能
	平日	土曜日等										
改正前	放課後時～午後6時	午前8時～午後6時										
改正後	放課後時～午後6時 ※午後6時30分まで延長利用可能	午前7時30分～午後6時 ※午後6時30分まで延長利用可能										
5	施行期日等	1 定員の変更関係	令和3年4月1日									
		2 開所時間の延長関係	令和3年7月1日									

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第17号
2	題名	浜田市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例
3	目的・理由	現在の地域包括支援センターは、浜田地区広域行政組合が運営主体で、市が委託を受けて業務を実施していますが、令和4年4月1日からは市がその運営主体となることから、介護保険法の規定に基づき、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準について定めるため、条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 基本方針等（第3条）</p> <p>(1) 職員が協働して各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにする。</p> <p>(2) 地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保する。</p> <p>2 職員に係る基準及び当該職員の員数（第4条）</p> <p>第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の種類及び員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人</p>
5	施行期日等	令和4年4月1日
6	備考	この基準は、厚生労働省令で定める基準に従い、又は参酌して定めることとされていることから、同省令と同様の基準とするものです。

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第 18 号
2	題名	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「平成 30 年度税制改正大綱」及び「令和 2 年度税制改正大綱」を踏まえた国民健康保険法施行令の一部改正により国民健康保険料賦課の基礎となる所得の算定方法に変更が生じること、及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により新型コロナウイルス感染症の定義の引用が変更となることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 保険料軽減措置における所得判定基準の見直し（第 22 条及び附則第 2 条関係）</p> <p>給与所得者及び年金所得者について、税制改正が保険料軽減判定に影響を及ぼさないようにする。</p> <p>(1) 7 割軽減 (改正前) 33 万円以下 (改正後) $43 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 以下</p> <p>(2) 5 割軽減 (改正前) $33 \text{ 万円} + 28.5 \text{ 万円} \times (\text{被保険者数})$ 以下 (改正後) $43 \text{ 万円} + 28.5 \text{ 万円} \times (\text{被保険者数}) + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 以下</p> <p>(3) 2 割軽減 (改正前) $33 \text{ 万円} + 52 \text{ 万円} \times (\text{被保険者数})$ 以下 (改正後) $43 \text{ 万円} + 52 \text{ 万円} \times (\text{被保険者数}) + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 以下</p> <p>(4) 公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例 65 歳以上の公的年金所得について、引き続き 15 万円の上乗せ控除を行うための規定改正</p> <p>2 所得割額の算定に係る特別控除の追加（第 16 条関係） 低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除額を控</p>

		<p>除する。</p> <p>3 傷病手当金に係る新型コロナウイルス感染症の定義の改正（附則第5条関係）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の定義を具体的に規定する。</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日</p> <p>令和3年4月1日（新型コロナウイルス感染症の定義の改正は、公布の日）</p> <p>2 経過措置</p> <p>改正後の規定は、令和3年度以後の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第 19 号
2	題名	浜田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例
3	目的・理由	老朽化が著しいこと、耐震基準を満たしていないこと等から、浜田市勤労青少年ホームを用途廃止するため、条例を廃止するものです。
4	概要	浜田市勤労青少年ホーム条例は、廃止する。 (施設の表示) (1) 名称 浜田市勤労青少年ホーム (2) 位置 浜田市殿町 123 番地 10
5	施行期日等	1 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日 2 浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 浜田市勤労青少年ホーム運営委員会委員の報酬の規定を削る。
6	備考	1 用途廃止することについては、浜田市勤労青少年ホーム運営委員会（附属機関）において了承を得ています。 2 用途廃止後は、施設の解体を予定しています。

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第20号
2	題名	浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田駅前広場整備事業において浜田駅関連施設の敷地を取得したこと及び市民サロンの名称を変更することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 設置地番の変更（第1条関係） （改正前）浜田市浅井町777番地1 （改正後）浜田市浅井町777番地35</p> <p>2 施設名の改正（第2条関係） （改正前）市民サロン （改正後）観光案内所、待合所</p> <p>3 開館時間等の改正（第3条関係） （改正前）</p> <p>(1) 市民サロン ア 開館時間 午前7時～午後10時 イ 休館日 無休</p> <p>（改正後）</p> <p>(1) 観光案内所 ア 開館時間 午前9時～午後6時 イ 休館日 無休</p> <p>(2) 待合所 ア 開館時間 午前7時～午後10時 イ 休館日 無休</p>
5	施行期日等	令和3年4月1日（設置地番の変更は、公布の日）

提案条例説明資料

担当部名称 上下水道部

1	議案番号	議案第 21 号
2	題名	浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	地方地区農業集落排水処理施設を隣接する公共下水道に接続し、今後は公共下水道として管理及び運営することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	集落排水処理施設の設置、受益者分担金等について定める次の条例から、「地方地区農業集落排水処理施設」を削る。 (1) 浜田市集落排水施設条例 (2) 浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例
5	施行期日等	1 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日 2 経過措置 (1) 改正前の浜田市集落排水施設条例の規定によりなされた地方地区農業集落排水処理施設に係る処分、手続その他の行為は、浜田市公共下水道条例の相当規定によりなされたものとみなす。 (2) 施行日の前日までに徴収することとされた地方地区農業集落排水処理施設の使用に係る使用料等については、改正前の浜田市集落排水施設条例の規定による。 (3) 施行日の前日までに賦課された地方地区農業集落排水処理施設の使用に係る分担金等については、改正前の浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の規定による。
6	備考	集落排水処理施設から公共下水道への移行に伴い、使用料及び受益者分担金の額の変更はありません。

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 22 号
2	題名	浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「道路構造令」(政令)の一部が改正され、賑わいのある歩行者中心の道路空間を構築するため、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間を整備し、占用を柔軟に認められる道路として「歩行者利便増進道路」に係る規定が新設されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 歩行者利便増進道路の基準の新設(第 45 条関係) 歩行者利便増進道路に設けられる歩道や歩行者専用道路等には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</p> <p>2 交通安全施設に自動運行補助施設を追加(第 34 条関係)</p> <p>3 引用している条項の改正 (改正前) 道路構造令第 41 条第 1 項 (改正後) 道路構造令第 42 条第 1 項</p>
5	施行期日等	公布の日
6	備考	この基準等は、道路構造令で定める基準を参酌して定めることとされていることから、同政令と同様に改正するものです。

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第23号
2	題名	浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	大和屋住宅の用途廃止に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	大和屋住宅を廃止する。 (住宅の表示) (1) 所在地 浜田市弥栄町長安本郷 496 番地 (2) 構造 木造平家建 (3) 建設年度 明治 26 年度
5	施行期日等	令和 3 年 4 月 1 日
6	備考	入居者から当該住宅の購入希望があることから、用途廃止後は、入居者へ有償譲渡する予定です。

提案条例説明資料

担当部名称 消防本部

1	議案番号	議案第 24 号
2	題名	浜田市火災予防条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」(総務省令)の改正により、急速充電設備の全出力の上限が拡大され、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準が変更されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 急速充電設備の全出力の上限の変更(第 11 条の 2 関係) 50 キロワット ⇒ 200 キロワット 2 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の変更(第 11 条の 2 関係) <ol style="list-style-type: none"> (1) 急速充電設備の全出力の拡大に伴い必要とされる対策を追加する。 (2) 蓄電池を内蔵する急速充電設備の蓄電池について講ずる措置を追加する。 (3) 急速充電設備を屋外に設置する場合の基準を追加する。 3 火を使用する設備等の設置届に急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のものを除く。)を追加(第 44 条関係)
5	施行期日等	<ol style="list-style-type: none"> 1 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日 2 経過措置 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。